

春日市商工会公式 SNS 運用方針

1. 目的

本方針は、春日市商工会の SNS のアカウント（以下、「本会公式 SNS」という。）の運用に関する事項について定める。

2. 基本方針

本会公式 SNS は、春日市商工会（以下、本会）の運営に関する情報や外部機関等より得た情報等を発信することを通じ、春日市商工会会員（以下「会員」という。）に本会の理解を深めていただき、会員の利便性を高めることに加え、会員・非会員（消費者等非事業者含む）を問わず対外への情報発信力の強化を目的とする。

また、本会公式 SNS は、専ら情報発信を行うものとし、原則として、返信等は行わず、意見・問い合わせについては、「本会ホームページお問い合わせフォーム (<http://kasuga21.com/mail>)」において受け付ける。

3. 運営主体および管理者

(1) 本会公式 SNS の運営主体は、春日市商工会とする。

(2) 本会公式 SNS の適切かつ円滑な運用を図るため、本会公式 SNS 運用管理者（以下「運用管理者」という。）を置く。運用管理者は、事務局長をもって充て、次に掲げる業務を行う。

- ・本会公式 SNS のアカウント登録、ID、パスワード管理に関すること。
- ・本会公式 SNS 全体の構成及び調整に関すること。
- ・本会公式 SNS 上で発信する情報の内容に関する指導・助言に関すること。
- ・その他、本会公式 SNS の運用に関すること。

4. アカウント運用者の明示

なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、運営主体として本会公式 SNS 名及びアカウントを、本会ホームページ上に明示する。

5. 運用方法

本会公式 SNS は、本会が以下のとおり運用することとする。

< 発信する情報 >

本会公式 SNS では次の情報を発信することとする。

- (1) 本会ホームページの掲載内容（新着情報等）。
- (2) その他本会に関連する会員ニーズの高い情報や周知する必要のある情報。
- (3) SNS の特性が効果的に活用できる情報。

< 運用時間 >

原則として、業務時間（午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分）とする。

< 決裁 >

投稿に際しては、投稿文等について運用管理者の決裁を受けることとする。

なお、運用管理者不在時は、総務課長または経営支援課長の決裁を受けることとする。

6. 免責事項

本会公式 SNS の掲載情報の正確性については万全を期しているが、本会は利用者が本会公式 SNS の情報を用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではない。

本会は、ユーザーにより投稿された本会公式 SNS に対する、「リプライ」、「リツイート」、「コメント」等につきまして一切責任を負わない。

本会は、本会公式 SNS に関連して、ユーザー間又はユーザーと第三者間でトラブルや紛争が発生した場合であっても、一切責任を負わない。

コメント等の投稿にかかる著作権等は、当該投稿を行ったユーザー本人に帰属するが、投稿されたことをもって、ユーザーは本会に対し、投稿コンテンツを全世界において無償で非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ、本会に対して著作権等を行使しないことに同意したものとす。

7. 利用者による書き込みの削除等

以下の各項に該当する場合、予告なく削除又はアカウントのブロック等を行う場合がある。

- ・ 法律、法令等に違反する内容、または違反するおそれがあるもの
- ・ 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- ・ 政治、宗教活動を目的とするもの
- ・ 著作権、商標権、肖像権など当省または第三者の知的所有権を侵害するもの
- ・ 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- ・ 人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
- ・ 公の秩序または善良の風俗に反するもの
- ・ 虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させるもの
- ・ 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- ・ 他のユーザー、第三者等になりすますもの
- ・ 有害なプログラム等
- ・ わいせつな表現などを含む不適切なもの
- ・ 本会の発信する内容の一部又は全部を改変するもの
- ・ 本会の発信する内容に関係ないもの
- ・ その他、本会が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等

8. 著作権について

本会公式 SNS の内容について、私的使用又は引用等著作権法上認められた行為を除き、本会に無断で転載等を行うことはできない。引用等を行う際は適宜の方法により、必ず出所を明示すること。

9. 運用方針の周知・変更等

本方針の内容は本会ホームページに掲載する。また、本方針は必要に応じて事前に告知なく変更するものとする。

10. 適用

本方針は、令和3年7月13日から適用する。